

平成30年度 東部地区 各種講習会計画 8月分（広島会場及び志和教習所でも開催されています。）

詳細は当協会ホームページ <http://www.hirokenk.or.jp/> をご覧ください、（社）広島県労働基準協会尾道支部 / 電話 0848-22-3432 三原支部 / 0848-64-7600

種 類	開催予定日	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
乾燥設備作業主任者 (3日=15時間教育)	7~9	ベイクン尾道 (7~9)	なし	14,040	1,512	安衛法施工令第6条8号抜粋に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業、1.乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で内容積が1立方メートル以上のもの1.以外の物に係わる設備で熱源として燃料を使用するもの
はい作業主任者 (2日=12時間教育)	8・9	福山教習所 (8・9)	なし	10,800	1,543	高さが2m以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く）の集団をいう）のはい付け又ははいくずしの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）
特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者 (2日=13時間教育)	27・28	福山教習所 (27・28)	なし	10,800	1,944	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業及び四アルキル鉛等業務に係る作業 (安衛令第6条18,20号別表第3,5)
酸欠・硫化水素危険作業主任者 (3日=17.5時間教育)	22~24	福山教習所 (22~24)	なし	14,040	2,160	安衛法施工令第6条21号抜粋に掲げる酸素欠乏危険箇所における作業場（酸素欠乏・硫化水素危険作業の区分は酸素欠乏症等防止規則第2条第8号を参照）
有機溶剤作業主任者 (2日=13時間教育)	9・10	福山教習所 (9・10)	なし	10,800	1,944	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは杭の内部その他の労働省令で定める場所において、有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、労働省令で定めるものに係る作業 (安衛令第6条22号、別表第6の2)
床上操作式クレーン運転 (A B区分学科2日、 実技1日)	1~6	尾道長者原林 ^ン ツ センター (1・2)	福山教習所 (3・6)	A 24,840 B 22,680	1,645	つり上げ荷重が5t以上の床上操作式クレーン運転の業務（安衛令第20条6号）
	6~10	福山教習所 (6・7)	福山教習所 (8・9・10)			
	27~31	福山教習所 (27・28)	福山教習所 (29・30・31)			
フォークリフト運転 (B区分学科1日間、 実技3日)	3~8	福山教習所 (3)	福山教習所 (6~8)	B 27,000	1,620	最大荷重が1t以上のフォークリフト運転業務（安衛令第20条11号）
	20~29	福山教習所 (20)	福山教習所 (21~23) (27~29)			
玉掛け (A B C区分学科2日、 実技1日)	20~28	福山教習所 (20・21)	福山教習所 (22・ 23・24・27・28)	A 20,520 B 19,440 C 18,360	1,645	制限荷重が1t以上の揚荷装置、又はつり上荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務（安衛令第20条16号）
低圧電気取扱い業務 (2日=14時間教育) 学科・実技	6・7	福山教習所 (6)	福山教習所 (7)	会員 14,040 一般 17,280	702	低圧（直流にあっては750ボルト以下、交流にあっては600V以下である電圧をいう）の充電回路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の回路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務（安衛則第36条第4号抜粋）

備考：申込は尾道支部 / 電話 0848-22-3432 / F A X 0848-22-3444 / メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします（各支部分含む）

三原支部 / 電話 0848-64-7600 / F A X 0848-64-7601 / メール mihara@hirokenk.or.jp で受付いたします。

種 類	開催予定日	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
クレーン運転業務 (2日=13時間教育) (学科・実技)	1・2	福山教習所 (1・2)	福山教習所 (2)	会員 14,040 一般 17,280	1,645	つり上げ荷重が5t未満のクレーン運転の業務、つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハ運転の業務 (安衛則第36条第15号)
高圧電気取扱業務 (2日=11時間教育)	21・22	福山教習所 (21・22)	なし 各事業所で15時間以上必要	会員 8,640 一般 11,880	1,404	高圧、若しくは特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務 (労働安全衛生規則第36条第4号)
職長等教育 (2日=職長等12時間)	1・2	福山教習所 (1・2)	なし	会員 14,040 一般 17,280	職長 864	新たにつくことになった職長、班長、組長、その他の作業中の労働者を直接指揮または監督する者 (安衛法第60条、施行令第19条、安衛則第40条) (安全・衛生責任者 法第60条3号)
職長・安全衛生責任者教育 (2日=職長・安全衛生責任者14時間)	1・2	福山教習所 (1・2)	なし		864(職長) 648(安責携)	
フォークリフト運転業務 従事者安全衛生教育 (1日=6時間教育)	28	府中商工会議所 (28)	なし	会員 6,480 一般 9,720	1,645	フォークリフト運転技能講習資格修得後5年以上経過した者、または前回教育受講後5年以上経過した者を対象とした労働省通達による技能向上教育です。 (基発第114号)
第1種衛生管理者 受験準備講習 (3日=21時間教育)	29~31	福山教習所 (29~31)	なし	会員 20,520 一般 23,760	上・下 4,320 2,160(問題集希望者)	常時50人以上の労働者を使用する事業場は、その業種の区分に応じて、衛生管理者を選任しなければなりません。安衛法第12条)第1種衛生管理者の必要な業種 ①農林畜産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業 第2種衛生管理者の必要な業種 上記①以外の業種
第2種衛生管理者 受験準備講習 (2日=14時間教育)	29・31	福山教習所 (29・31)	なし	会員 18,360 一般 21,600	上・下 2,808 1,728 問題集希望者)	
第33回ゼロ災運動研究集会	23	広島市 西区民文化センター	なし	会員 3,240 一般 6,480	資料代含む	広島県内の安全意識の向上とゼロ災害の推進

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします(各支部分含む)

三原支部／電話 0848-64-7600／FAX 0848-64-7601／メール mihara@hirokenk.or.jp で受付いたします。